

各位

会社名 上新電機株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 金谷 隆平
(コード：8173、東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
ガバナンス戦略担当 田中 幸治
(TEL. 06-6631-1122)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年3月25日に開示いたしましたとおり、「商号の変更」ならびに「監査等委員会設置会社」に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2025年6月下旬開催予定の第77期定時株主総会で「定款一部変更」に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 商号の変更

当社は、経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」及び経営ビジョン「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を実現し、「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」という2つの社会価値の創出を当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上につなげていくため、「電機」の枠にとらわれない柔軟な組織体制への移行を目指しております。

お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーのみなさまからお寄せいただく親しみの気持ち、創業の精神や社風を大切に受け継いでいきたいという従業員の声、そして変化の激しい経営環境に柔軟に適応しつつ、変化を成長の「力」に変える経営体制へと変革する決意を「Joshin」という新商号に込めて、一層の事業拡大と企業価値向上に取り組んでまいります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、これまで独立社外取締役の増員、女性取締役の登用により取締役会の多様性を確保し、執行役員制度の導入、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会、実効性評価委員会の設置、業績連動型株式報酬制度の導入によってコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでまいりました。

当社を取り巻く事業環境が刻々と、しかも激しく変化する中、このたびの監査等委員会設置会社への移行を機に、業務執行の決定に関する取締役会の権限を大幅に委譲することで意思決定の一層の迅速化を図るとともに、取締役会において中長期の経営戦略や資本政策などの企業価値向上に資する事項を重点的に審議することで、取締役会の実効性向上を図ってまいります。

また、独立社外取締役のみで構成する監査等委員会が業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うことで、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図り、より透明性の高い経営を実現してまいります。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025年6月下旬(予定)
定款変更の効力発生日(監査等委員会設置会社)	2025年6月下旬(予定)
定款変更の効力発生日(商号の変更)	2026年4月1日(予定)

以上

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は<u>上新電機株式会社</u>と称する。 英文では <u>J o s h i n D e n k i C o . , L t d .</u> と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社<u>J o s h i n</u>と称する。 英文では <u>J o s h i n C o r p o r a t i o n</u> と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 (削除)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(新設)

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会規則)

第26条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役等)

第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定

第4章 取締役および取締役会等

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役等)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等

する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 (条文省略)

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会で選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名を定めることができる。

(削除)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第30条 (現行どおり)

(執行役員)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、当会社の業務を分担して行う責任者として執行役員を置くことができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員の中から社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。

3. 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第34条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(削除)

(社外監査役との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

第39条～第42条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(削除)

第6章 計算

第35条～第38条 (現行どおり)

附則

(商号変更の時期)

第1条 定款第1条(商号)の変更は、2026年4月1日から効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。